

利用料金制度導入に関する検討事項

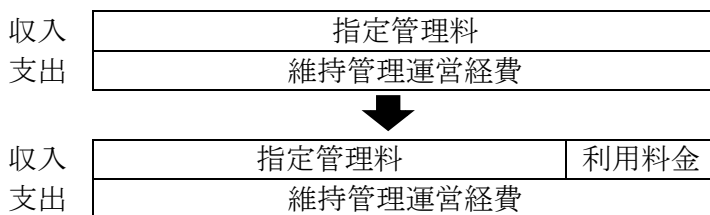
I 制度の概要

公の施設の指定管理者制度の運用にあたっては、地方自治法第244条の2の規定により、指定管理者が施設の使用に係る料金を収入として収受できる「利用料金制度」を導入することができる。この制度は、施設の管理運営にあたり、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくする観点から設けられたものであり、指定管理者が条例に基づく利用料金の枠組みの中で裁量を発揮し、より効果的かつ効率的なサービス提供を行うことができるようにするものである。

1. 利用料金と指定管理料の関係

公の施設の利用に係る料金(施設使用の対価であって使用料に相当するもの)を当該指定管理者の収入として収納させる。これに伴い、市が指定管理者に施設管理の必要経費として支払う指定管理料を引き下げる(指定管理者は指定管理料の減額分を利用料金収入で充当する。)

(イメージ)



指定管理者制度下での使用料と利用料金との相違点は次のとおりとなる。

表1 使用料と利用料金の相違点

比較項目	使用料	利用料金
地方自治法上の根拠	法第225条	法第244条の2第8項及び第9項
法的性格	公法上の債権	私法上の債権
料金設定	地方公共団体	指定管理者 ただし、 1. 条例で上限設定 2. 市の承認が必要
料金徴収	地方公共団体(徴収・収納委託により指定管理者も可)	指定管理者
料金の収納先	地方公共団体	指定管理者
インセンティブ	経営努力をしても指定管理者の収入は増えない。	経営努力により指定管理者の収入が増える。

2. 利用料金のインセンティブとリスク

使用料として徴収する場合、当該使用料収入は市の歳入となるが、管理業務の必要経費は全額市が負担する。これに対し利用料金制を採る場合は、当該利用料金収入は指定管理者の収入であって当該管理業務の必要経費の一部に充てられる。指定管理者が利用料金収入を得ているため、市は少なくとも従前の使用料収入程度の減額が見込まれる。

利用料金収入の増減リスクは、指定管理者が負うべきものであり、増収であれば指定管理者の利益となり、減収となった場合にも市が補てんすることはない。一方で指定管理者にとっては、様々なサービス内容の工夫によって施設利用者数を増加させることで利用料金収入増に繋がり、インセンティブとなる。また、市にとっては、サービス向上により利用者が増加することで、当該公の施設の目的を達成するとともに、公共サービスの価値を高めることになる。

II 検討事項

指定管理者制度導入のための指針(資料6P9参照)
指定管理者制度導入に際し、あわせて利用料金制を導入することにより、 自立的経営が図られる施設(市からの財政支援を受けずに採算が見込まれる施設) 、あるいは 指定期間内に自立的経営が見込まれる施設 については、利用料金制度及び承認料金制度の積極的な導入を図ることとする。

(ポイント)

- ・利用料金制度及び承認料金制度の積極的な導入の施設は？
- ・自立的経営＝市からの財政支援を受けずに採算が見込まれる？
- ・京都府下14市においては宇治市のみが利用料金制を導入できていない状況



3. 利用料金制の導入の判断基準

使用料を徴収している公の施設については、利用料金制を採ることができるが、利用料金制導入の判断基準は他の自治体では次のように設定されている。

(西東京市)

- ① 現に公の施設の使用の対価として法第225条の使用料を徴収している施設であること。
- ② 管理者のノウハウの活用でサービス内容の向上が可能であり、これにより利用者数の増加が見込める施設であること。
- ③ 総コストに対する利用料金総額の比率が極度に低率でなく、指定管理者のインセンティブとなりうる施設であること。
- ④ 使用料収入が総コストを上回る施設で、利用料金制を採用することにより本来得られる収益を損なうおそれのある施設でないこと。
- ⑤ 公益上の必要性から、行政に使用料設定・減免権限を留保したい施設でないこと。

(名古屋市)

当該施設の経営状況、利用料金収入の見込みと指定管理料の節減効果などのほか、当該施設の設置目的・特性等を総合的に勘案した上で判断する。

(熊本市)

指定管理者は管理運営に必要な経費を、次の方法により調達することになる。

ア 全て利用料金で賄う

イ 一部を利用料金で、残りを市からの指定管理料で賄う

ウ 全て市からの指定管理料で賄う

本市ではこれまで、利用料金制度は、利用料金で収支採算がとれるような施設、アの場合に限って導入することとしてきたが、イの方法によって管理運営を行う場合も、制度を導入することで指定管理者の自主的な運営を行いやすくし、経営努力のインセンティブを高め、施設のより効果的な活用が図られる施設も想定され、また、他都市の事例も多くなっている。よって、制度の趣旨を鑑み、当該施設の性格や、その有効な活用及び適正な運営、並びに管理に係る会計事務の効率化の観点から総合的に判断し、適当と認められたものについては、一部利用料金で賄う施設についても利用料金制度を導入するものとする。

表2 平成20年3月宇治公共施設運営検討事業報告書における公共施設の類型化

指定管理者		A 施設を市民利用に供することが中心の施設	B 施設を活用したソフト事業や特定者に対するサービスを提供する施設
	① 使用料・利用料金等の収入がある施設	Ⅰ 25施設 コミュニティセンター(4) 有料公園(1) 自動車駐車場(2) 自転車等駐車場(17) 巨椋ふれあい運動ひろば	Ⅱ 10施設 文化会館 産業会館 市営茶室 観光センター 墓地公園・斎場 有料公園(3) 総合野外活動センター
② 収入がない施設	Ⅲ 該当なし	Ⅳ 7施設 総合福祉会館 地域福祉センター(4) デイホーム(2)	

- I. 単に施設を市民利用に供する(貸し出す)ことが中心の施設であるが、収支状況を踏まえて利用料金制への移行の可能性が検討できる施設
- II. 市民に対して施設を活用したソフト事業や特定者に対する何らかのサービスを提供する施設であり、収支状況を踏まえて利用料金制への移行の可能性が検討できる施設(利用料金制度の機能が発揮されやすい)
- IV. 利用料金制への移行は困難であり現状維持の可能性が高い施設



本市においてもどのような施設を対象とするのか利用料金制導入の判断基準を検討する必要

上記の自治体及び過年度の報告書も参考にしながら、次の項目の整理が必要

- ・宇治市における基準とする考え方
- ・宇治市においても必要と考えられる項目 など

導入にあたっては、指定管理者指定期間(協定締結期間)中であることから、利用料金制度の導入の適否については、個々の施設ごとに、所管課において指定管理者の同意を得ながら、変更協定締結の方向で調整することとなる。

参考 利用料金制の運用について

参考資料として利用料金制度の詳細について一般的な事例を示す。

1. 利用料金の額の決定

指定管理者制度導入のための指針(資料6P9参照)
指定管理者制度導入に際し、あわせて利用料金制を導入することにより、自立的経営が図られる施設(市からの財政支援を受けずに採算が見込まれる施設)、あるいは指定期間内に自立的経営が見込まれる施設については、利用料金制度及び承認料金制度の積極的な導入を図ることとする。

承認料金制度とは…

利用料金の額については、法令で定める場合及び特別な事由がある場合に市が条例で定めるほかは、基本的枠組み(指定管理者が利用料金を自己の収入として収受できる規定・施設の設置条例で定める料金の上限)の範囲内で市長の承認を受けて指定管理者が定める。

利用料金の上限額は条例で定めるが、その額は、利用料金制を採らない場合の使用料と同額程度とするなどの判断が出てくる。

[承認料金制の導入手順]

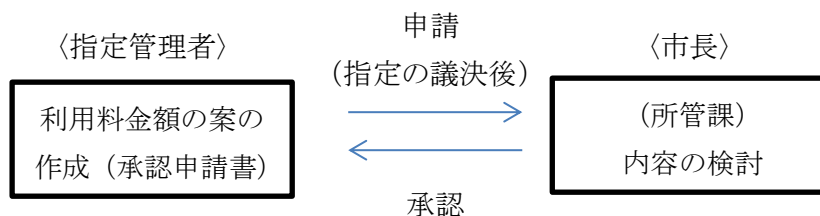
(1) 承認料金制に係る施設の設置条例の改正

条例には、次の事項について規定することが必要である。

- (ア) 利用料金について市長の承認を受けて指定管理者が定めること
- (イ) 利用料金の枠組みや算定方法
- (ウ) 利用料金承認の手続等
- (エ) 減免、還付についての基本的考え方等

(2) 利用料金の申請、承認

利用料金の承認申請は、指定管理者の指定に係る議決後とし、市長はその可否を判断し承認を与える(この際議会の承認は不要)。



(3) 指定管理者による利用料金の設定

2. 指定管理料の基準価格

指定管理者の公募にあたっては、申請者の提案した価格を審査するため、「指定管理料の基準価格」を設定することになる。他の自治体も参考にしながら、以下のような事例にて設定していくこととなる。

(例)

- ①管理運営総支出額を原則として過去5年間までの平均総支出額を基に算出する。
- ②利用料金として見込まれる総額を算定・利用料金総額は、原則として過去5年間までの平均使用料収納額に消費税を乗じた金額を基に算出する。

$$\boxed{\text{指定管理料の基準価格} = \text{総支出額} - \text{利用料金総額}} \quad \text{で算出}$$

利用料金の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)による地方消費税を含むものとなる。

3. 利用料金制と減免

上記の場合、積算する利用料金総額は、条例に基づき減免・還付行為がなされてきた実績を踏まえ金額を算定することになり、提案された利用料金総額についてもその経費が見込まれているとすることも可能である。

利用料金制下では、私法上の債権としての利用料金の徴収自体が私法行為と解されることから、減免についても私法行為の範疇において指定管理者の判断により行う行為となる。しかしながら、公の施設を住民の利用に供する上で、公益的な判断からの減免行為は重要な事項であることから、条例、規則において減免規定(いわゆる「できる規定」)及び減免基準に係る規定を置くことになる。ただし、公法的にこれを義務付けられないことから、別途協定書等において条例、規則上の減免規定を遵守する旨を明記し、私法的に担保することも必要となる。

4. 事業所税の取扱い

利用料金制度を導入した場合、その収入比率が大きいのであれば、指定管理者は、「主として利用料金で収受することが見込まれる収入により、公の施設の管理事業を行うと認められる場合」には、事業主体(納税義務者)であるとみなされ、事業所税が課税されることになる。変更協定にあたっては取扱いを周知する必要がある。

5. 利用料金制の活用に向けた指定期間の考え方

利用料金制は事業者等の創意工夫による施設利用サービスの向上を期待して、指定管理者の利益として認めるものであり、指定期間は、施設・設備投資をしやすい環境を整えることを目的に施設の大規模改修等を実施する場合などの特別な事情がある場合には、長期間の指定期間を設定できるようにすることも必要である。